# 「MMF等の運営に関する規則」等の一部改正に関する意見募集について

## I 改正の目的

2021年10月に金融安定化理事会(FSB)が公表した最終報告書「マネー・マーケット・ファンド(MMF)の強靭性向上のための政策提案」(原題: Policy Proposals to Enhance Money Market Fund Resilience)において、各国が自らの法域における MMF の脆弱性を評価した上で、各法域の法的枠組みに沿う形でこれらの脆弱性に対処するよう提言が行われたことから、本会では、提言された脆弱性への対処のために金融庁と密接に連携しながら、関係者と協議を重ね、規則改正等について検討を行ってきたところである。

今般、これらの検討を踏まえ、「MMF等の運営に関する規則」等の関係諸規則、委員会決議等について、所要の整備を図ることとする。

#### Ⅱ 募集期間

下記の日程で、意見募集を実施する。

令和4年11月11日(金)より令和4年12月12日(月)(午後5時)まで

#### Ⅲ 主な改正の内容

(1)「MMF等の運営に関する規則」の一部改正(規則名の改正を含む) MMFの強靭性強化の観点から、MMFに関する規定をより厳格な MRFの規定に合わせる趣旨で、第2章を削除し、第3章の MRFに関する規定に MMFを含むこととする。また、格付依存・規制閾値の撤廃や、流動性向上及びコンティンジェンシー・プランの策定について定める等、所要の改正を行うこととする。

(第1条、第19条~第20条、第21の2~第27条の6、第29条の改正 第2条~第7条、第13条~第18条の削除

第1条の2、第22条第6項、第27条の7、第27条の8の新設)

(2)「MMF等の運営に関する規則に関する細則」の一部改正(規則名の改正を含む) 本則の改正に伴う条ずれ等の対応を行うこととする。

(第1条~第4条の2の改正)

(3)「MMF等の運営に関する委員会決議」の一部改正(規則名の改正を含む) 規則第27条の5に規定する投資信託約款への一部解約に関する記載事項につい て、記載例を規則第16条の3から委員会決議へ移動の上改正する等、所要の整備 を行うこととする。

(1の改正)

(2の新設)

- (4)「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」等の一部改正 MMFの月次開示の表示事項に関する規定を MRF の規定に合わせる等、所要の改 正を行うこととする。
  - ・投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則

(第13条第1項、第16条の2、第17条の改正 第13条第2項、第16条の削除)

- ・投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則 (第8条第4号、第11条の2第1号、第11条の2第2号(イ)の改正 第11条の削除)
- ・投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議 (4、別表 2 「6」、別表 3 (MRF の月次開示)の改正 別表 3 (MMF の月次開示)の削除)
- (5)「MMF等の運営に関する規則」の規則名改正に係るその他の規則等の一部改正
  - ・投資信託等の運用に関する規則

(第17条の3、第20条、第25条第3項の改正)

・投資信託財産の評価及び計理等に関する規則

(第23条の改正)

・商品分類に関する指針

(4. 独立した区分第1号、第2号の改正)

## IV 今後の予定

本件に寄せられた意見に対する修正事項等の検討を行い、令和5年1月開催予定の自 主規制委員会・理事会において規則等の一部改正を附議することを目標とする。

なお、規則等の一部改正に当たり、MRFを運営する各社の態勢整備期間等を考慮し、 規則等の実施日を理事会における実施決定から起算して6か月程度の経過期間を附す ことを予定する。

以上